

平成 18 年 7 月 28 日

各 位

シグマ光機株式会社  
代表取締役社長 杉 山 茂 樹  
( J A S D A Q ・ コード 7 7 1 3 )  
問い合わせ先  
取 締 役 菊 池 健 夫  
管 理 本 部 長  
T E L 0 3 - 5 6 3 8 - 8 2 2 1

## 定款の(一部)変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 28 日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 18 年 8 月 24 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

1. 定款変更の目的  
別紙のとおりです。
2. 定款変更の内容  
別紙のとおりです。
3. 日程

平成 18 年 8 月 24 日開催の第 31 回定時株主総会でご承認いただいた後に効力が発生します。

以上

## 1. 変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、当社現行定款につき、次のとおり所定の変更を行うものであります。

- ① 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
- ② インターネットの普及を考慮し、株主の皆様のご利便性を高めるために、法務省令に定めるところにしたいが、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- ③ 会社法第 368 条第 2 項に規定する取締役会の招集手続として、取締役・監査役全員の同意あるときの招集手続の省略に関する規定を新設し、会社法第 392 条第 2 項に規定する監査役会の招集手続として、監査役全員の同意あるときの招集手続の省略に関する規定を新設するものであります。
- ④ 会社法第 370 条により取締役の書面決議が認められることとなったことにともない、取締役会の機動的な運営と適時の経営判断を可能とするため、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、会議を開催せずに、取締役会の決議の目的である事項について、取締役会の決議があったものとみなすための規定を新設するものであります。
- ⑤ 取締役および監査役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第 426 条の規定に基づき、取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。また、社外取締役および社外監査役として有能な人材を迎えられるよう会社法第 427 条の規定に基づき、会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、取締役会の決議による取締役の責任免除および社外取締役の責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては監査役全員の同意を得ております。

- ⑥ 会社法第 459 条第 1 項により、定款に定めることによって剰余金の配当等について権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策および配当政策を図るため、第 42 条(剰余金の配当等の機関決定)を新設するものであります。

これにともない、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことが可能となりますので不要となる現行定款第 37 条(中間配当)を削除するものであります。

- ⑦ 会社法第 459 条第 2 項により、取締役会決議によって市場から自己株式を取得することが可能となりますので、不要となる現行定款第 6 条(自己株式の取得)を削除するものであります。
- ⑧ 敵対的買収に備え取締役の解任決議要件を加重するものであります。
- ⑨ 株主総会招集地の規定を設けるものであります。(本店所在地：埼玉県日高市)
- ⑩ その他、会社法の施行にともなう規定の整備、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うとともに、一部字句および条建ての整備等を行うために所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ・当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定め。
- ・当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、シグマ光機株式会社と称し、英文では、S I GMA KOKI CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光学・電気通信機器装置の製造<u>及び</u>販売並びにメンテナンス</li> <li>2. 光学・電気通信機器装置の輸出入<u>及び</u>販売</li> <li>3. 光学・電気通信機器装置の設計<u>及び</u>研究開発</li> <li>4. ソフトウェアの作成<u>及び</u>販売</li> <li>5. 不動産の賃貸業</li> <li>6. 前各号に付随する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県日高市に<u>おく</u>。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、シグマ光機株式会社と称し、英文では、S I GMA KOKI CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 光学・電気通信機器装置の製造<u>および</u>販売並びにメンテナンス</li> <li>2. 光学・電気通信機器装置の輸出入<u>および</u>販売</li> <li>3. 光学・電気通信機器装置の設計<u>および</u>研究開発</li> <li>4. ソフトウェアの作成<u>および</u>販売</li> <li>5. 不動産の賃貸業</li> <li>6. 前各号に付随する一切の業務</li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県日高市に<u>置く</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、<u>電子公告</u> <u>によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、32,000,000株とする。但し株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し株式取扱規則に定めるところについては、<u>この限りでない。</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、32,000,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(株式取扱規則)</u>  第8条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及びその手数料については取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(名義書換代理人)</u>  第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  ② <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u>  第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>④ 次条に定める請求をする権利</li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除) &lt;第12条に移す&gt;</p> <p><u>(単元未満株式の売渡請求)</u>  第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数とする数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u>  第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。</u></p> <p><u>（基準日）＜第14条に移す＞</u></p> <p><u>第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第3章 株主総会 （招 集）</p> <p><u>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（株式取扱規程）</u></p> <p><u>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3章 株主総会 （招 集）</p> <p><u>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。</u></p> <p><u>（招集地）</u></p> <p><u>第14条 株主総会招集地は本店（埼玉県日高市）とする。</u></p> <p><u>（定時株主総会の基準日）</u></p> <p><u>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p>	<p>(招集者及び議長)</p> <p>第16条 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して、提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 <u>当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第16条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>② 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 <u>株主は、当社の議決権を有する他株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において<u>選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(解 任)</p> <p>第22条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)  第18条 当社の取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(招集通知)  第19条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。<u>但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>(招集者及び議長)  第20条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議方法)  第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して出席取締役の過半数によって行う。  (新設)</p>	<p>(任 期)  第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(招集通知)  第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。<u>ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役を開催することができる。</u></p> <p>(招集者および議長)  第25条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を<u>除き、取締役会決議で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>代表取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議方法)  第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して出席取締役の過半数によって行う。  (取締役会の決議の省略)  第27条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名をおくことができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第25条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議を以て定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役規則)</p> <p>第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第29条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって最高経営責任者1名、最高執行責任者1名を定めることができる。</u></p> <p>③ 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任) 第27条 当社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任 期) 第28条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(招集通知) 第29条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定した額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任) 第33条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(招集通知) 第35条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発するものとする。<u>ただし</u>、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行なう。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議を以て定める。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第37条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第35条 当社の<u>営業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</u> (新設)</p> <p>(利益配当金) 第36条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第37条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年11月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間) 第38条 当社の利益配当金、中間配当金又はその他の諸交付金が、<u>その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第6章 計 算 (事業年度) 第41条 当社の<u>事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。</u> (剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u> (剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u>  ② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u> ③ <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上